

消費税課税事業者選択（不適用）  
届出に係る特例承認申請書



2通提出

※個人番号カードが本人確認に活用されることにより、税務署に提出する書類の提出が不要となる場合があります。

令和 年 月 日	申請者	(フリガナ)	
		納税地	(〒 - ) (電話番号 - - )
		(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名	
税務署長殿	個人番号 又は 法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	

下記のとおり、消費税法施行令第20条の2第1項又は第2項に規定する届出に係る特例の承認を受けたいので申請します。

届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類	<input type="checkbox"/> ① 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> ② 消費税課税事業者選択不適用届出書
-------------------------	---

特例規定の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日及び末日	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 (②の届出の場合は初日のみ記載します。)
---	---

上記課税期間の基準期間における課税売上高	円
----------------------	---

上記課税期間の初日の前日までに提出できなかった事情	
---------------------------	--

※ ②の届出書を提出した場合であっても、特定期間（原則として、上記課税期間の前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間）の課税売上高が1千万円を超える場合には、上記課税期間の納税義務は免除されないこととなります。詳しくは、裏面をご覧ください。

事業内容等	税理士
参考事項	署名 (電話番号 - - )

※ 上記の申請について、消費税法施行令第20条の2第1項又は第2項の規定により、上記の届出書が特例規定の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日の前日（令和 年 月 日）に提出されたものとするを承認します。

第 号

令和 年 月 日 税務署長 印

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	みなし届出年月日	年 月 日
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )

注意 1. この申請書は、2通提出してください。  
2. ※印欄は、記載しないでください。

# 「消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」の記載要領等

## 1 提出すべき場合

この申請書は、やむを得ない事情により消費税法第9条第4項又は第5項の届出書とその適用（不適用）を受ける課税期間の初日の前日までに提出できなかった場合において、消費税法施行令第20条の2第1項又は第2項に規定する届出書の提出日の特例の承認を受けようとする事業者が提出するものです。

(注) この申請書を提出し消費税課税事業者選択をやめた場合であっても、「特例規定の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日及び末日」欄の課税期間の特定期間（※）における課税売上高（課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。）が1,000万円を超えたことにより、その課税期間における納税義務が免除されないこととなる場合は、「消費税課税事業者届出書（特定期間用）（第3-(2)号様式）」を提出します（法57①一）。

※ 特定期間とは、個人事業者の場合はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。ただし、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

## 2 適用課税期間

税務署長の承認を受けた場合には、その適用（不適用）を受けようとする課税期間の初日の前日にその届出書を提出したものとみなされます。

(注) この申請書と併せて「消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）」又は「消費税課税事業者選択不適用届出書（第2号様式）」も提出してください。

## 3 記載要領

(1) 「届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類」欄には、この申請書により届出日の特例承認を受けようとする届出書を記載します（該当する届出書の口にレを付します。）。

(2) 「特例規定の適用を受けようとする（受けることをやめようとする）課税期間の初日及び末日」欄には、この申請により届出日の特例承認を受けたとした場合に、上記(2)の届出書の効力が発生することとなる課税期間の初日及び末日を記載します。

なお、上記(2)の届出書の種類が「消費税課税事業者選択不適用届出書（第2号様式）」である場合には、初日のみ記載します。

(3) 「上記課税期間の初日の前日までに提出できなかった事情」欄には、課税期間の初日の前日までに提出できなかった事情を具体的に記載します。

なお、当該欄に記載しきれない場合には、適宜な用紙に記載し、添付してください（以下同じ。）。

(4) 「事業内容等」欄には、営む事業の内容を具体的に記載します。

(5) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等を記載します。

(6) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。